労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正概要 (2018年7月版からの変更点)

<u>※主な改正事項を掲載</u> 2019.4.1改正

改正箇所		江 直所	改正の概要
第6	労働者派遣契約	該当箇所	・「電子メール」を「電子メール等」に変更。
第7	派遣元事業主の 講ずべき措置等	10 (5) イ	・「電子メール等」の定義に係る記載を追加。
		該当箇所	・「電子メール」を「電子メール等」に変更。
第8	派遣先の講ずべき 措置等	5 (4) = (0) 2	・過半数代表者の選出方法に当たっての要件「派遣先の意向により選出された者でないこと」を追加。 ・当該要件を満たさずに選出した場合、労働契約申込みみなし制度の対象となりうること を記載。 ・過半数代表者が意見の聴取に関する事務を円滑に遂行することができるよう派遣先が配 慮すべきことを記載。
		該当箇所	・「電子メール」を「電子メール等」に変更。
第14	その他	2 第14-1表 講習内容	・「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指 針」を追加。